

(用紙 A4)

新	変	(番 号)
規	更	平成 年 月 日

(番 号)

平成 年 月 日

(道路管理者)

山 梨 県 知 事 殿

〒

住 所
氏 名

担 当 者

T E L

電線共同溝の
 占用許可申請書
 占用協議書
 占用に係る変更許可申請書

平成 年 月 日付け山梨県告示第 号により指定した 一般国道 号
 線

に係る電線共同溝について、電線共同溝の整備等に関する特別措置法 第4条第1項
 第4条第3項の規
 第11条第1項
 第12条第1項

定により、次のとおり 占 用 の 許 可 を 申 請
 協 議 申 請 書
 占用に係る変更の許可を申請

1 敷設計画書(第2号様式)

2 添付書類

- (1) 電線共同溝の建設若しくは増設又は占用によって支出を免れることとなる金額の算出に必要な資料
- (2) 電線共同溝に敷設する電線に接続する電線又は当該電線を収用するための施設の概要を示す書類及び図面
- (3) その他必要に応じ、参考となるべき書類及び図面

記載要領

1. 「占用許可申請書、占用協議書、占用に係る変更許可申請書」、「第4条第1項、第4条第3項、第11条第1項、第12条第1項」「占用の許可を申請、協議、占用に係る変更の許可を申請」については、該当するものを○で囲むこと。
2. 「一般国道 号、県道 号線」については、該当する路線名等を記載し○で囲むこと。
3.

新	変
規	更

については、該当するものを○で囲み、変更の場合には、従前の許可書また規更は回答書の番号及び年月日を記載すること。
4. 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
5. 申請者（申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。）が氏名の記載を自署で行う場合または申請者本人であることが運転免許証等の提示により確認できる場合においては、押印を省略することができる。
6. 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。

敷設計画書

路線名		
電線共同溝を整備すべき道路として指定された区間		自： 至：
敷 設 計 画	敷設区間	自 (上り) 至 (下り) 自 至
	電線の種類	通信線 電力線
	電線の数量(延長、亘長、及び条数)	
	電線の構造	外径 (mm) 光ケーブル 同軸ケーブル その他
	電線共同溝に電線を敷設する予定期間	自： 年 月 至： 年 月
	敷設年次計画	
	電線及び電柱の撤去完了予定時期	年 月
既埋設物件		

注 1. 本計画書においては、将来追加して敷設することとなる電線を含めて記載すること。

2. 亘長：ハンドホール等の中心間の長さをいう。

延長：亘長に電線の条数を乗じたものをいう。

3. 既埋設物件については、添付図面として埋設位置等占用位置を明らかにしたものを付すること。

敷設工事の届出書

許可番号			
平成	年	月	日
平成	年	月	日

(道路管理者)

山梨県知事 殿

〒

住所
氏名
担当者
TEL

電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令第7条第2項第1号の規定により、届け出ます。

占用許可を受けた電線共同溝の部分	路線名						上・下・上下			
	許可区間	上り線				延長				
		下り線								
敷設する電線	種類		延長及び条数		敷設区間					
工事の期間	平成	年	月	日から	敷設予定期間	平成	年	月	日から	年間
	平成	年	月	日まで		平成	年	月	日まで	
添付書類	数量内訳書(第4号様式) 工事施工者の概要(第5号様式) 保守管理の方法等(第6号様式)									
備考										

記載要領

1. 「許可番号、年月日」の欄には、届け出の根拠となる占用許可の許可番号及び許可年月日を記載すること。
2. 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
3. 申請者（申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。）が氏名の記載を自署で行う場合または申請者本人であることが運転免許証等の提示により確認できる場合においては、押印を省略することができる。
4. 「許可区間」の欄には、上下線別に区間を記載し、片側のみの場合には反対側については空欄とすること。
5. 「添付書類」の欄には、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

数量内訳書

ページ /

管 番 号	線 種	規 格	外 径 (mm)	数 量				特 記 事 項
				直 長	条 数	延 長	単 位	
計		—	—	—	—		—	—

参考図

ノックアウト部分を起点側から順にA、B、C~とする。

注1. 図面内の管番号は、数量内訳書の番号を表している。

2. 内訳書は、電線共同溝の断面形状が変化する毎に一葉とすること。

記載例

第4号様式(第3条関係)(平12電線要綱・新規)

(用紙 A4)

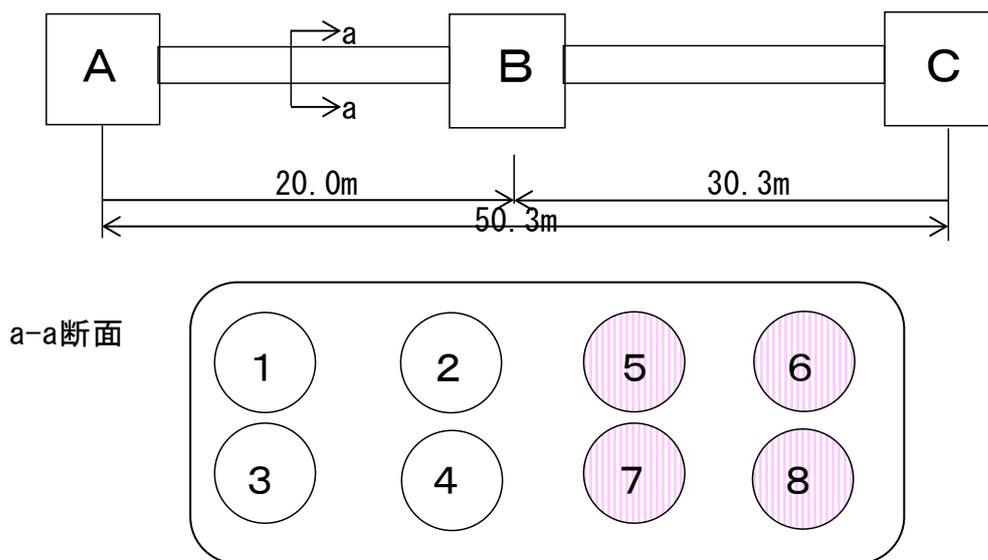
数量内訳書

ページ 1 / 2

管 番 号	線 種	規 格	外 径 (mm)	数 量				特記事項
				巨 長	条 数	延 長	単 位	
5	光ケーブル	HFC-47-NFL	47	50.3	1	50.3	m	
6	光ケーブル	HFC-47-NFL	47	50.3	1	50.3	m	
7							m	予備管路
8-1	同軸ケーブル	MC-64-NBA	64	20.0	2	40.0	m	A-B
8-2	同軸ケーブル	MC-64-NBA	64	30.3	1	30.3	m	B-C
小 計		-	-	-	-	170.9	-	-

参考図

ノックアウト部分を起点側から順にA、B、C~とする。



注1. 図面内の管番号は、数量内訳書の番号を表している。

2. 内訳書は、電線共同溝の断面形状が変化する毎に一葉とすること。

工事施工者の概要

氏名又は名称		代表者氏名	
住 所			
建設業の許可の有無	有 無 ()		
建設業の許可年月日			
許可番号			
敷設工事の方法			
事故発生時等の	氏 名		
緊急時の連絡先	電話番号	()	

- 注1. 「氏名又は名称」、「代表者氏名」及び「住所」の欄には、工事を委託（請負）する場合に記載する。
2. 「建設業の許可の有無」の欄には、該当するものを○で囲み、建設業の許可を受けている場合には当該許可に係る建設業の種別を（ ）に記載する。
3. 「建設業の許可年月日」及び「許可番号」の欄には、建設業の許可を受けている場合に記載する。
4. 「敷設工事の方法」の欄には、ケーブルの敷設方法を具体的に記載する。
5. その他工事施工者に関する技術的能力に関し参考となる事項を記載した書類がある場合には添付する。

保守管理の方法等

直営又は委託（請負）の別		直営	委託（請負）
電線の保守管理の方法			
電線の保守 管理責任者	氏名		
	主たる経歴		
保守管理の委託先の氏名又は名称			
事故発生時等の	氏名		
緊急時の連絡先	電話番号	()	

- 注1. 「直営又は委託（請負）の別」の欄には、該当するものを○で囲む。
2. 委託（請負）の場合には、委託（請負）の契約書又は内諾書の写しを添付する。
 3. 「電線の保守管理の方法」の欄には、保守管理の方法を具体的に記載する。
 4. 「電線の保守管理責任者」の欄の「氏名」の欄には所属及び氏名を、「主たる経歴」の欄には学歴及び職歴のうち、電線等の保守管理に関係あるものを記載する。
 5. その他保守管理に関する技術的能力に関し参考となる事項を記載した書類がある場合には添付する。

電線共同溝の占用予定者の地位

の承継の届出書

電線共同溝の占用等の許可に基づく地位

(番号)

平成 年 月 日

(道路管理者)

山梨県知事 殿

〒

住所
氏名

担当者
TEL

電線共同溝の整備等に関する特別措置法 第6条第2項 の規定により届け出ます。
第14条第2項

1 被承継人住所
及び氏名

2 承継年月日

3 添付書類

(1) 承継の事実を証する書類

記載要領

1. 届出者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
2. 申請者（申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。）が氏名の記載を自署で行う場合または申請者本人であることが運転免許証等の提示により確認できる場合においては、押印を省略することができる。

電線共同溝の占用等の許可に基づく権利の譲渡承認申請書

(番号)

平成 年 月 日

(道路管理者)

山梨県知事 殿

譲渡人 住所 氏名 担当者 TEL

譲受人 住所 氏名 担当者 TEL

電線共同溝の整備等に関する特別措置法第15条第1項の規定により、次のとおり同法

第10条

第11条第1項の許可(以下「許可」という。)に基づく権利の譲渡の承認を申請します。

第12条第1項

権利の譲渡に係る電線共同溝の名称	
権利の譲渡に係る電線共同溝の区間	
権利の譲渡に係る許可の年月日及び番号	
権利の譲渡に係る許可の内容	
譲渡する権利の内容	
譲渡人の事業の内容	
譲渡の予定年月日	
添付書類 (1) 権利の譲渡後の譲渡人の敷設計画書及び譲受人の敷設計画書 (2) 譲渡対象部分を明記した占用許可書の添付図面 (3) 財産の譲渡がある場合は、当該譲渡に係る契約書の写し(申請の根拠として必要な範囲に限る。) (4) 権利の譲渡後の譲受人の敷設工事の届出書 (5) 管理負担金の支払い能力を有すること等を示す書類(必要な場合に限る。)	

記載要領

1. 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
2. 申請者（申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。）が氏名の記載を自署で行う場合または申請者本人であることが運転免許証等の提示により確認できる場合においては、押印を省略することができる。
3. 「権利の譲渡に係る許可の内容」の欄には、電線共同溝の整備等に関する特別措置法第10条各号に掲げる事項を記載すること。
4. 財産の譲渡を伴う場合は、「譲渡する権利の内容」の欄及び占用許可書の添付図面に明示すること。
5. 「添付書類（1）権利の譲渡後の譲渡人の敷設計画書及び譲受人の敷設計画書」に示す敷設計画書とは、山梨県電線共同溝占用手続要綱（以下「電線要綱」という。）第2条に規定する第2号様式をいう。
6. 「添付書類（4）権利の譲渡後の譲受人の敷設工事の届出書」に示す敷設工事の届出書とは、電線要綱第3条に規定する第3号様式をいう。

また、この書類については、譲渡によって電線の撤去又は敷設場所の変更等が生じる場合に提出すること。

なお、譲受人がすでに敷設されている電線を引き続き敷設することとして当該電線共同溝を占用する場合には、当該電線を新たに敷設するものと想定した敷設工事の届出書を提出すること。この場合、「工事の期間」の欄については記載を要しない。